



報道関係者 各位

平成 30 年 11 月 29 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 野城 一宏

指導係 折原 省吾

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

プラチナくるみん認定、県内で 2 社目！

～「子育てサポート企業」として、**ケーブルテレビ株式会社が**
プラチナくるみん (※) を獲得しました～



(プラチナくるみん認定を受けた企業が使用できます)

※プラチナくるみんとは

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な企業としてプラチナくるみん認定を受けることができます。



(くるみん認定を受けた企業が使用できます)

栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）では、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、平成 30 年 11 月 13 日に**ケーブルテレビ株式会社**（栃木市、代表取締役 たかだ みつひろ 高田 光浩）をプラチナくるみん認定企業として認定しました。栃木県内のプラチナくるみん認定企業は 2 社目となります。

また、平成 30 年 10 月 25 日に**有限会社邦史会**（足利市、代表取締役 うるしばら 漆原 邦之）を認定、平成 30 年 11 月 13 日に**神谷建設株式会社**（鹿沼市、代表取締役 かみや しずこ 神谷 静子）を認定しました。両社とも、認定は 1 回目となります。

3 社に対する認定通知書交付式を以下のとおり行いますので、当日の取材をお願いいたします。

認定通知書交付式（撮影可）

日時：平成 30 年 12 月 3 日（月）10 時より

場所：栃木労働局 局長室

（宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎 4 階）

取材いただける場合は、事前に御連絡をお願いいたします。

<各社の取組>

ケーブルテレビ株式会社（情報通信業、労働者 151 名）

行動計画期間

平成 27 年 12 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日

取 組 内 容

- ① 出産前の個別面談の制度化や、子育て中の社員に対する相談体制の整備などを行い、当該面談等で希望があった「キャリアアップのための研修」を実施した。
- ② 所定外労働削減のため、衛生委員会での要因調査や、時間外労働が 40 時間を超えた労働者に対し上長が面談の上、改善計画書を提出する仕組みを整備し、所定外労働を削減した。

有限会社邦史会（医療・福祉業、労働者 113 名）

行動計画期間

平成 27 年 6 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日

取 組 内 容

- ① 育児休業後の原職又は原職相当職への復帰を円滑に行うために、リーダーが利用者情報の申し送りを含めた業務引継ぎを行い、復帰後の職員に付き添って、一緒に利用者の介助を行うなど業務の進め方を工夫した。
- ② 地域の中学生、高校生の職場体験の受け入れを積極的に行っている。受け入れた際は、職員の指導の下、実際に高齢者と携わっていただき、介護について体験を通じて学んでいける環境づくりをした。また、職員の家族の実習も積極的に受け入れ、親の働いているところを見ながら職業体験をできるようにした。

神谷建設株式会社（建設業、労働者 33 名）

行動計画期間

平成 28 年 2 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日

取 組 内 容

- ① 男性の子育て目的休暇について、社内アンケート等を行い、社員の意見を踏まえ育児目的休暇として規程した。取得推進ポスターの作成などにより、社内への P R 活動を展開し、取得推進を図った。
- ② 年次有給休暇の取得推進活動として、社内ポスターの作成・掲示や年次有給休暇取得推進月間などを設け、年次有給休暇の取得推進を行った。

<参考資料>

参考 1 次世代育成支援対策推進法（抄）

参考 2 栃木県内の認定状況等

[参考 3 一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しましょう！！](#)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) (抄)

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第一五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示

を付してはならない。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

次世代法に基づく認定企業名一覧（栃木労働局管内）

平成30年11月25日現在

☆くるみん認定企業数 25社

☆プラチナくるみん認定企業 2社

●…認定2回目

■…認定3回目

◆…認定4回目

（プラチナくるみん認定企業）

<2015年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市

<2018年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	ケーブルテレビ株式会社	栃木市

（くるみん認定企業）

<2007年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	東芝メディカルシステムズ株式会社	大田原市
2	株式会社ケーヒン（東京局にて認定）	塩谷郡高根沢町

<2008年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	株式会社カワチ薬品	小山市

<2009年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	ホンダエンジニアリング株式会社	芳賀郡芳賀町
2	ソニーケミカル&インフォメーションデバイス株式会社 （現在：デクセリアルズ株式会社）	鹿沼市

<2010年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市
2	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市
3	株式会社アイ電子工業	大田原市
4●	東芝メディカルシステムズ株式会社	大田原市
5	持田製薬工場株式会社	大田原市

<2011年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	晋豊建設株式会社	宇都宮市
2●	株式会社カワチ薬品	小山市
3	船山建設工業株式会社	さくら市
4●	株式会社ケーヒン(東京局にて認定)	塩谷郡高根沢町

<2012年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	株式会社日本クリエート	栃木市

<2013年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	和田工業株式会社	宇都宮市
2	株式会社東武宇都宮百貨店	宇都宮市
3●	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市

<2014年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1●	持田製薬工場株式会社	大田原市
2	ピジョン真中株式会社	栃木市
3■	株式会社カワチ薬品	小山市

<2015年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1●	晋豊建設株式会社	宇都宮市
2	北関東総合警備保障株式会社	宇都宮市
3	株式会社足利銀行	宇都宮市
4	パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社	真岡市

<2016年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1■	東芝メディカルシステムズ株式会社	大田原市
2	株式会社コジマ	宇都宮市
3	ケーブルテレビ株式会社	栃木市
4■	持田製薬工場株式会社	大田原市
5◆	株式会社カワチ薬品	小山市

<2017年認定>

	企 業 名	所在地（市町名）
1	ギガフォトン株式会社	小山市
2●	北関東総合警備保障株式会社	宇都宮市
3	ハイビック株式会社	小山市

<2018年認定>

	企 業 名	
1■	株式会社ケーヒン	塩谷郡高根沢町
2	株式会社栃木銀行	宇都宮市
3◆	持田製薬工場株式会社	大田原市
4	有限会社邦史会	足利市
5	神谷建設株式会社	鹿沼市